七	削除
八	削除

第二項の表九の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

三十八　平成十七年総務省告示第八百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表三七の項を次のように改める。

三七	削除

三十九　平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇七の項及び一〇八の項を削る。

四十　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項を次のように改める。

五	削除

四十一　平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

六九	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

七四	削除

第一項の表一三九の項を次のように改める。

一三九	削除

第一項の表一四二の項を次のように改める。

一四二	削除

第一項の表一五六の項を次のように改める。

一五六	削除

四十二　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六〇の項を次のように改める。

160	削除

第一項の表六六〇の項を次のように改める。

660	削除

四十三　平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

四十四　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

1	削除

第一項の表八の項を次のように改める。

8	削除

第一項の表三七の項及び三八の項を次のように改める。

37	削除
38	削除

第一項の表四八の項を次のように改める。

48	削除

第一項の表五六の項を次のように改める。

56	削除

第一項の表一六二の項を次のように改める。

162	削除

四十五　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三六の項を次のように改める。

136	削除

四十六　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九八の項を次のように改める。

98	削除

四十七　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七三の項を次のように改める。

73	削除

四十八　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除